**指定出資法人の役員報酬制度の経過等について**

**資料１**

|  |  |
| --- | --- |
| 平成11年4月 | ・府退職者の役員報酬について、法人の業務、役員の職責に応じた上限額を設定。　（最高（A１）区分の報酬月額は70万円、期末手当5.25月、年収ベースでは1,207万円）・府退職者である役員の退職手当を廃止 |
| 平成19年２月 | ・役員報酬基準の見直しを実施。　（平均年収 約1,000万円→約922万円、最高（A1）区分の年収は1,075万円） |
| 平成23年２月 | **・役員報酬制度を見直し、法人の役員ポストごとに報酬基準額の点検・評価を実施。**　（年収 1,050万円から576万円の範囲で設定（法人トップは1,050万円～750万円））・指定出資法人等の役員報酬の公表を「大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例」により義務付け。 |
| 平成26年２月 | ・役員報酬制度の再点検を行い、法人の役員ポストごとに報酬基準額の点検・評価を実施。 |
| 平成26年８月 | ・大阪信用保証協会について、報酬基準額の点検・評価を実施。 |
| 平成28年11月 | ・役員報酬制度の再点検を行い、法人の役員ポストごとに報酬基準額の点検・評価を実施。 |
| 平成29年８月 | ・堺泉北埠頭（株）について、報酬基準額の点検・評価を実施。 |
| 平成29年10月 | ・（公財）大阪府国際交流財団について、報酬基準額の点検・評価を実施。 |
| 平成30年10月 | ・大阪府道路公社・大阪外環状鉄道（株）について、報酬基準額の点検・評価を実施。 |
| 令和元年11月 | ・役員報酬制度の再点検を行い、法人の役員ポストごとに報酬基準額の点検・評価を実施。 |
| 令和２年１月 | ・（株）大阪鶴見フラワーセンターについて、報酬基準額の点検・評価を実施。 |
| 令和２年３月 | ・（公財）大阪府都市整備推進センターについて、報酬基準額の点検・評価を実施。 |
| 令和２年10月 | ・大阪外環状鉄道（株）について、報酬基準額の点検・評価を実施。 |
| 令和４年11月 | ・役員報酬制度の再点検を行い、法人の役員ポストごとに報酬基準額の点検・評価を実施。 |
| 令和５年12月 | ・役員報酬水準の再点検を行い、役員報酬水準を改定。 |
| 令和6年11月 | ・役員報酬水準の再点検を行い、役員報酬水準を改定。 |

「大阪府指定出資法人の役員報酬制度に関する意見書（令和4年11月）」《抜粋》

　（５）今後の役員報酬制度の見直しについて

当審議会で検討した役員報酬については、今後も３年程度を目安として定期的に点検を行っていくことが必要である。

◆ **前回の役員報酬の点検から3年が経過することから、今回、大阪府指定出資法人評価等審議会に**

**おいて再点検を実施するもの。**

 **◆ 再点検の実施にあたり、点検・評価方法の確認とともに、以下のポイントを中心に考え方について再点検を行う。**

**【資料２】**

１．役員報酬水準について

２．法人のトップとその他役員の格差について

３．府退職者役員と他の役員との報酬額の相違について

４．報酬基準の適用時期について

５．公募により就任した役員の報酬について

６．役員業績評価制度について

７．今後の定期点検の目安等について

８．評価・点検を行っていただくにあたっての方法等の確認